

**令和6年度審査用
医学系研究科(生命医科学専攻博士課程・看護学専攻博士後期課程)の業績評価基準**

三重大学博士前期課程を除く博士課程における

日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考要項第5条の規定に基づき、業績評価基準を以下のとおり定める。

業績評価項目	優先順位	大学院における 教育研究活動等に関する業績			専攻に関連した学外における 教育研究活動等に関する業績		
		具体的な評価項目	証明資料	評価点	具体的な評価項目	証明資料	評価点
一 学位論文その他の研究論文	1	イ 専攻分野に関連した研究論文(筆頭著者)が特に優れた内容の論文として、学術誌等に掲載(受理)された。(☆1)			イ 専攻分野に関連した研究論文(筆頭著者)が特に優れた内容の論文として、学術誌等に掲載(受理)された。(☆1)	掲載論文の写、受理通知等	60点
		ロ 専攻分野に関連した研究論文(筆頭著者)が優れた内容の論文として、学術誌等に掲載(受理)された。(☆2)			ロ 専攻分野に関連した研究論文(筆頭著者)が優れた内容の論文として、学術誌等に掲載(受理)された。(☆2)	掲載論文の写、受理通知等	40点
		ハ 筆頭著者として学会で優れた発表をした。			ハ 筆頭著者として学会で優れた発表をした。	学会発表の写	15点
		ニ 学会発表(筆頭著者)が特に優れた内容の発表として、学会等から賞を受けた。			ニ 学会発表(筆頭著者)が特に優れた内容の発表として、学会等から賞を受けた。	学会発表の写、賞状等の写	15点
二 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条に定める特定の課題についての研究の成果							
三 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果							
四 著書、データベースその他の著作物(前2号に掲げるもの除外。)	4	イ 専攻分野に関連した著作物が、社会的に高い評価を得た。			イ 専攻分野に関連した著作物が、社会的に高い評価を得た。	掲載物の写、社会的評価の高さを表す記事等	20点
		ロ 専攻分野に関連した著作物が、社会的に評価を得た。			ロ 専攻分野に関連した著作物が、社会的に評価を得た。	掲載物の写、社会的評価の高さを表す記事等	10点
五 発明	6				イ 特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ている。	関係書類の写、新聞記事等	20点
六 授業科目の成績	2	イ 修業年限の短縮を認められた。	学位論文の写、成績証明書	20点	イ 研究・教育に貢献する強い意欲が認められた。(大学、公立研究機関などへの所属の内定など)	指導教員からの証明	20点
七 研究又は教育に係る補助業務の実績	5	イ リサーチアシスタント・ティーチングアシスタント等の補助業務により、学内での教育研究活動に大きく貢献した。	後日、研究科で添付する	5点			
八 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績							
九 スポーツの競技会における成績							
十 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	3				イ (特段の社会貢献活動の実績) 専攻分野に関連して、社会的に高い評価を受ける等公益の増進に寄与した。	本人の名が記載された活動報告書または証明書、感謝状等	5点
備 考		☆1については、Pub Med(CURRENT CONTENTS, SCIを含む)に掲載され、且つインパクトファクターが4以上(過去5年以内)の学術誌に限る。 ☆2については、Pub Med(CURRENT CONTENTS, SCIを含む)に掲載された学術誌に限る。 「学位論文その他の研究論文」について、「専攻に関連した学外における教育研究活動等に関する業績」のイ、ロ、ニに該当する業績をいずれか1件以上挙げていることを必須とする。					

令和6年度審査用 工学研究科（博士後期課程）の業績評価基準

三重大学博士前期課程を除く博士課程における

日本学生支援機構奨学生返還免除候補者選考要項第5条の規定に基づき、業績評価基準を以下のとおり定める。

業績評価項目	優先順位	大学院における 教育研究活動等に関する業績			専攻に関連した学外における 教育研究活動等に関する業績		
		具体的な評価項目	証明資料	評価点	具体的な評価項目	証明資料	評価点
一 学位論文その他の研究論文	1	イ	特に優れた内容の論文(有審査)として、学会等から表彰された。☆	①表彰状の写、表彰式の通知など本人の名が記載されたもの②表紙、目次および該当ページの写	70点		
		ロ	優れた内容の論文として、有審査の学会誌、学術誌に掲載された。☆(イを除く)	表紙、目次および該当ページの写	60点		
		ハ	特に優れた内容の論文(無審査)として、学会等から表彰された。☆	①表彰状の写、表彰式の通知など本人の名が記載されたもの②表紙、目次および該当ページの写	30点		
		ニ	優れた内容の論文として、無審査で学会誌、学術誌に掲載された。☆(ハを除く)	表紙、目次および該当ページの写	20点		
		ホ	国際会議等(有審査)で発表し、特に優れた内容の発表として表彰された。☆	①表彰状の写、表彰式の通知など本人の名が記載されたもの②講演予稿集等の写	25点		
		ヘ	国際会議等(無審査)で発表し、特に優れた内容の発表として表彰された。☆	①表彰状の写、表彰式の通知など本人の名が記載されたもの②講演予稿集等の写	15点		
		ト	国際会議等(有審査)で発表した。☆(ホを除く)	講演予稿集等の写	20点		
		チ	国際会議等(無審査)で発表した。☆(ヘを除く)	講演予稿集等の写	10点		
		リ	学会・国内会議等で発表し、特に優れた内容の発表として表彰された。☆	①表彰状の写、表彰式の通知など本人の名が記載されたもの②講演予稿集等の写	15点		
		ヌ	学会・国内会議等で発表した。☆(リを除く)	講演予稿集等の写	10点		
二 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条に定める特定の課題についての研究の成果							
三 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果							
四 著書、データベースその他の著作物(前2号に掲げるもの除外。)	2	イ	専攻分野に関連した著作物が、社会的に高い評価を得た。☆	著作物の表紙、目次および該当ページの写並びに社会的評価の高さを表す記事等	20点		
		ロ	専攻分野に関連した内容の著作物を刊行した。☆	著作物の表紙、目次および該当ページの写	10点		
五 発明	3	イ	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得た。☆	関係書類の写、新聞記事等	20点		
		ロ	専攻分野に関連した研究成果により特許・実用新案等を申請し受理された。☆	関係書類の写	10点		
六 授業科目の成績							
七 研究又は教育に係る補助業務の実績							
八 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	4	イ	教育研究活動の成果により、国内外の主要なコンクール・発表会等において、表彰された。☆	表彰状等	50点		
		ロ	教育研究活動の成果により、国内外の主要なコンクール・発表会等に出演した。☆(イを除く)	その事実を証明する書類	10点		
九 スポーツの競技会における成績							
十 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	5	イ	専攻分野に関連したボランティア活動等に積極的に参加し、公益の増進に寄与した。	本人の名が記載された活動報告書または証明書、感謝状等	5点		
備考		☆については、実質的な筆頭者である場合に限る。実質的な筆頭者でなく、且つ連名の場合は著者の総数で点数を除す。 (実質的な筆頭者とは、論文掲載時の著者の順番にかかわらず貢献度最大の者をいう。) 1項目につき複数の業績がある場合は、件数に基づいて加算をおこなうものとする。 業績評価項目(一)の具体的な評価項目イ、ロ、ハ、ホ、ヘ、リに該当する業績いずれか1件以上挙げてることを必須とする。 業績評価項目(十)の評価点の上限は、20点とする。 業績評価項目(十)は無報酬のものに限る。 評価項目については、返還免除申請時に内定または決定している事項も可とする。 証明資料欄に記載がないものでも、これに準ずるものは可とする。					

令和6年度審査用 生物資源学研究科（博士後期課程）の業績評価基準

三重大学博士前期課程を除く博士課程における
日本学生支援機構奨学生返還免除候補者選考要項第5条の規定に基づき、業績評価基準を以下のとおり定める。

業績評価項目	優先順位	大学院における教育研究活動等に関する業績			専攻に関連した学外における教育研究活動等に関する業績		
		具体的な評価項目	証明資料	評価点	具体的な評価項目	証明資料	評価点
学位論文その他の研究論文	1	イ 専門分野に関連した原著論文(筆頭著者)が学内研究誌に掲載または受理された。	掲載論文の写、受理通知等	20点	イ 専門分野に関連した研究(筆頭著者)が学会賞(論文賞、ポスター賞等)を受けた。	本人の名が記載された賞状、表彰式の通知等の写および対象となった業績の写	20点
		ロ 専門分野に関連した原著論文(筆頭著者)が査読有りの学会誌、学術誌に掲載または受理された。	掲載論文の写、受理通知等	40点			
		ハ 専門分野に関連した原著論文(筆頭著者)が査読無しの学会誌、学術誌に掲載または受理された。	掲載論文の写、受理通知等	20点			
		ニ 専門分野に関連した原著論文(筆頭著者以外)が査読有りの学会誌、学術誌に掲載または受理された。	掲載論文の写、受理通知等	10点			
		ホ 専門分野に関連した学術研究の内容を国際学会で筆頭著者として自ら発表した。	講演要旨集の写等	15点			
		ヘ 専門分野に関連した学術研究の内容を国内学会で筆頭著者として自ら発表した。	講演要旨集の写等	10点			
		ト 専門分野に関連した学術研究の内容を海外で開催される研究集会で筆頭著者として自ら発表した。	講演要旨集の写等	10点			
		チ 専門分野に関連した学術研究の内容を国内で開催される研究集会で筆頭著者として自ら発表した。	講演要旨集の写等	5点			
		リ 財団等が実施する研究助成事業に自ら応募し、採択され、専門分野に関連した研究費を外部から獲得した。	採択通知書等	20点			
二 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条に定める特定の課題についての研究の成果							
三 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果							
四 著書、データベースその他の著作物(前2号に掲げるものを除く。)	2	イ 専門分野に関連した著書、総説、研究法、データベース、コンピュータプログラム(筆頭著者)等が学内誌等に掲載された。	掲載物の写、受理通知等	10点	イ 専門分野に関連した著書、総説、研究法、データベース、コンピュータプログラム(筆頭著者)等が賞を受けた。	本人の名が記載された賞状、表彰式の通知などの写	20点
		ロ 専門分野に関連した著書、総説、研究法、データベース、コンピュータプログラム(筆頭著者)等を刊行した、または掲載された。	掲載物の写、受理通知等		ロ 専門分野に関連した著書、総説、研究法、データベース、コンピュータプログラム(筆頭著者)等を刊行した、または掲載された。	掲載物の写、受理通知等	20点
		ハ 専門分野に関連した著書、総説、研究法、データベース、コンピュータプログラム(筆頭著者以外)等を刊行した、または掲載された。	掲載物の写、受理通知等		ハ 専門分野に関連した著書、総説、研究法、データベース、コンピュータプログラム(筆頭著者以外)等を刊行した、または掲載された。	掲載物の写、受理通知等	5点
五 発明	3				イ 専門分野に関連した自らの特許・实用新案等が高い評価を得た。	本人の名が記載された賞状、表彰式の通知などの写	10点
					ロ 専門分野に関連した自らの特許・实用新案等を取得又は申請した。	出願資料、証明書の写	10点
六 授業科目の成績							
七 研究又は教育に係る補助業務の実績							
八 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績							
九 スポーツの競技会における成績							
十 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	4	イ 学内及び研究科内のイベントにおいて、自らが行っている研究内容等を発表した。	プログラム、報告書等	5点	イ 専攻分野に関連したボランティア活動等に積極的に参加し、公益の増進に寄与した。	本人の名が記載された活動報告書または証明書、感謝状等	5点
備考		1) 評価対象は、当該課程在学中に行った研究等によるものに限る(留意事項「学部・博士前期課程での業績を博士後期課程の業績として評価することはできない」「専攻分野と関連のない業績については対象とならない」)。 2) 論文、著書等については刊行または掲載予定を含む。 3) 学会等の発表は、講演要旨の受理された発表予定を含む。 4) 各項目につき複数件数ある場合には、「評価点×件数」により加算を行うものとする。 5) 同一順位の場合は、授業科目の成績を加味して順位差を付けることもある。 6) 申請者が準備すべき証明資料については、申請書に業績の記載があるても証明資料が添付されていなければ業績として評価できない。 7) 各種既存データベースへの情報登録(例: 塩基配列のデータバンク登録等)は、業績に付随するものと見なし、評価の対象としない。 8) 「学位論文その他の研究論文」について、「専攻に関連した学外における教育研究活動等に関する業績」のイ、ロ、ニに該当する業績をいずれか1件以上挙げていることを必須とする。 9) 「大学院における教育研究活動等に関する業績」及び「専攻に関連した学外における教育研究活動等に関する業績」の「具体的な評価項目」各評価項目において評価される件数は年間4件までとする。					

令和6年度審査用 地域イノベーション学研究科（博士後期課程）の業績評価基準

三重大学博士前期課程を除く博士課程における
日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考要項第5条の規定に基づき、業績評価基準を以下のとおり定める。

業績評価項目	優先順位	大学院における 教育研究活動等に関する業績			専攻に関連した学外における 教育研究活動等に関する業績		
		具体的な評価項目	証明資料	評価点	具体的な評価項目	証明資料	評価点
一 学位論文その他の研究論文	1	イ 専門分野に関連した原著論文(筆頭著者)が大学紀要等又は査読無しの学会誌、学術誌に掲載または受理された。	掲載論文の写、受理通知等	20点	イ 専門分野に関連した原著論文(筆頭著者)が査読有りの学会誌、学術誌に掲載または受理された。	掲載論文の写、受理通知等	40点
					ロ 専門分野に関連した研究(筆頭著者)が学会賞(論文賞、ポスター賞等)を受けた。	賞状、表彰式の通知などの写	20点
					ハ 専門分野に関連した原著論文(筆頭著者)が査読無しの学会誌、学術誌に掲載または受理された。	掲載論文の写、受理通知等	20点
					ニ 専門分野に関連した学術研究の内容を国際学会等で筆頭著者として自ら発表した。	講演要旨集の写	15点
					ホ 専門分野に関連した学術研究の内容を国内学会等で筆頭著者として自ら発表した。	講演要旨集の写	10点
					ヘ 専門分野に関連した原著論文(筆頭著者以外)が査読有りの学会誌、学術誌又は国際会議に掲載または受理された。	掲載論文の写、受理通知等	5点
二 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条に定める特定の課題についての研究の成果							
三 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果							
四 著書、データベースその他の著作物(前2号に掲げるものを除く。)	2	イ 専門分野に関連した著書、総説、研究法、データベース、コンピュータプログラム等(筆頭著者)が学内誌等に掲載された。	掲載物の写、受理通知等	10点	イ 専門分野に関連した著書、総説、データベース、コンピュータプログラム(筆頭著者)等が賞を受けた。	賞状、表彰式の通知などの写	20点
					ロ 専門分野に関連した著書、総説、研究法、データベース、コンピュータプログラム(筆頭著者)等を刊行した、または掲載された。	掲載物の写、受理通知等	20点
					ハ 専門分野に関連した著書、総説、研究法、データベース、コンピュータプログラム(筆頭著者以外)等を刊行した、または掲載された。	掲載物の写、受理通知等	5点
五 発明	3				イ 専門分野に関連した自らの特許・実用新案等が高い評価を得た。	賞状、表彰式の通知などの写	10点
					ロ 専門分野に関連した自らの特許・実用新案等を取得又は申請した。	出願資料、証明書の写	10点
六 授業科目の成績							
七 研究又は教育に係る補助業務の実績							
八 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	4				イ 専門分野に関連した国内外の審査会・コンクール・発表会等において優れた結果(筆頭著者)を残した。	賞状、表彰式の通知などの写	20点
九 スポーツの競技会における成績							
十 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績							
備 考		評価対象は、在学中に行った研究等によるものに限る。 業績評価項目「学位論文その他の研究論文」は、指導教員等が極めて優れていると認めた場合、各評価点に50%を上限として加点できる。 筆頭著者は、corresponding author相当のものを含む。 論文、著書等については刊行または掲載予定を含む。 各項目につき複数件数ある場合には、評価点×件数により加算を行うものとする。 同一順位の場合は、授業科目の成績を加味して順位差を付けることもある。 「学位論文その他の研究論文」について、「専攻に関連した学外における教育研究活動等に関する業績」のイ、ロ、ヘに該当する業績をいずれか1件以上挙げていることを必須とする。					